

## 東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱

(平成 13 年 9 月 27 日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区が作成する印刷物に掲載する広告の取扱を定め、併せて的確かつ着実な区政情報の提供に資するとともに広告収入確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象印刷物)

第2条 区民への配布を目的として区が発行する印刷物は、広告掲載に努めるものとする。ただし、区長が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象外とする。

(掲載の範囲)

第3条 別表1に定める基準に該当する広告は、掲載しない。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の種類及び広告の順位は、次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

第2順位 私企業のうち、公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するもの

第3順位 第1順位及び第2順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

(1) 刊行物 表紙の内側、裏表紙の外側及び内側並びに本文中の指定するページとする。

(2) ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット 区が指定する位置とする。

(3) 封筒 区が指定する位置とする。

(4) その他 区が指定する位置とする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第6条 広告掲載料の決定に当たっては、印刷物の種類、発行数、色数及び広告の面積並びに印刷物の作成に要する経費等を勘案するものとする。

2 広告掲載料金は、原則として、次の各号に掲げる算出方法により得た額を基準とし、百円未満の端数を生じた場合は、四捨五入する。

(1) 刊行物 印刷物作成に要する経費に別表2で定めた係数を乗じて得た額を当該印刷物の広告掲載料金の基準額とし、これに別表3で定めた掲

載面の係数及び色数の係数を乗じて得た額

(2) ポスター、チラシ、パンフレット及びリーフレット 作成に要する経費に広告面積を乗じ、全体の面積で除した額

(3) 封筒 封筒の表・裏両面に広告を掲載する場合、当該封筒に係る印刷経費相当額

3 前項の広告掲載料算出基準によりがたい場合には、部長は、広告効果、発行部数、類似の取引事例等を総合的に勘案し、別の算出基準を定めることができる。

(掲載希望者の募集)

第7条 区長は、広報いたばし等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、区長は、第4条に定める第1順位及び第2順位に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(別記様式1)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

第9条 区長は、前条の申込書を受理したときは、第3条に基づき掲載の可否を審査するものとする。この場合において、同一広告掲載位置に、二つ以上の同順位の申込みのある場合は、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別記様式2、3)するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後区長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 区長は、区の印刷物編集・発行上支障があるとき又は区長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 改正前の東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱(平成 13 年 9 月 27 日 区長決定)第 6 条により、区長が別に基準を定めている場合には、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係)

掲載の範囲決定に係る広告掲載基準

区分		運用基準			備考
		項目	細目	例示	
1	法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	広告できる事項が法令で定められている場合、その定められている事項以外のもの		医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、法で制限列举された事項以外は広告できない。
2	公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に掲げる営業に該当するもの  いかかわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの		キャバレー、ナイトクラブ、マージャン店、パチンコ店等	広告対象が、区民生活と密着したものとせず、広告掲載に馴染まない。
			社会的法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの	とばく・無届の金融業	倫理に反する行為、正義観念に反する行為、暴利又は不公正な取引行為は、社会生活の安定を損なうおそれがある。
			個人、他企業等を誹謗中傷するもの		商取引の安定を阻害し、企業活動の公正さを損なうおそれがある。
			過激な表現、いかかわしい表現のもの		健全な区民生活を妨害し、青少年の健全育成を妨げる。
3	政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの		政治活動については、区の関与が禁止されている。
			個人又は法人等の名刺広告	死亡通知、季節の挨拶	意見広告、時候の挨拶などは区民生活の情報として提供するにふさわしいものではない
		個人、団体等の主義主張に関するもの	個人、団体等の主義主張	国、他団体、区を誹謗中傷するもの	個人、団体等の主義主張は、区民生活に利便を提供するものではない。
		布教・義援金募金等による宗教活動に類するもの			宗教活動については、区の関与が禁止されている。
		政党等の講演会等に関するもの		政党等の講演会開催広告	政治活動については、区の関与が禁止されている。
4	広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれがあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	過剰な利益追求を内容とするもの	マルチ商法・キャッチ商法、代理店募集	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、過剰な利潤追求を内容とするものを広告掲載することは、適当でない。
			区民の射幸心をあおるようなもの		
		貸金業など、いわゆる「町の金融」に関するもの		サラリーマン金融 無届の金融業者	これらの業種は大きな社会問題となっており、広告掲載に馴染まない。
		広告内容が著しく特定の区民に限られているもの	特定の区民を対象としたもの ※社会通念上認められるものを除く	会員への通知広告 尋ね人等の広告	区の発行物等の多くは、広く区民に周知することを目的とした媒体であることから、これら特定の者のみを対象とした広告を掲載することは、適当でない。
			個人間の物品や交換や譲渡に関するもの	物品交換・不用品売買 物品譲渡	
あたかも区が推奨しているかのような表現のもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの		区名や類似の表現等により、区が推奨しているような誤解を受けやすいものを広告掲載することは、適当でない。広告内容に関する責任は広告主が負う。		
5	公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	いかかわしい表現や乱暴な文言を用いたもの	過激な表現や他のものを誹謗中傷等するもの		広告掲載の公共性を阻害するものは適当でない。
6	その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと思われるもの	あたかも区が推奨しているかのような表現のもの		健康食品、健康飲料、健康器具	これらのものの中には、品質表示に誇張があるものがあり、掲載することによりあたかも区が推奨しているような印象を与える。
		必要以上に消費者の購買意欲をそそるとおもわれるもの			区民の消費を助長し、安定した経済生活を阻害するおそれがある。
		社会問題となっている事項に関するもの			社会的コンセンサスを得られていない事項は、区の広告掲載に馴染まない。
		人事募集の広告			広告掲載の決定にあたっては、募集内容の妥当性を審査する必要（※職業安定法）がある場合も想定され、広告掲載の趣旨に馴染まない。

別表 2 (第 6 条関係)

刊行物掲載料金基準額係数表

種 別		基 準 額 係 数
継 続 性 の ある も の	(1) 複数年度の期間のあるもの	0.02
	(2) 毎年発行されるもの	0.018
継 続 性 の ない も の	(3) 不定期に発行されるもの	0.018

別表3-1 (第6条関係)

広告掲載料金係数基準表

広告名	規 格			掲 載 料 ( 係 数 )			備 考
	掲 載 面	掲載面積	色 数	掲 載 面	掲載面積	色 数	
1号広告	表表紙の内側	全 面	カラー	1	1	1	①広告の掲載面積は有効面積の範囲内とする。 ②広告の掲載面積が8分の1未満の掲載料については、その割合に応じて減じたものとする。
2号広告	表表紙の内側	1/2面	カラー	1	1/2	1	
3号広告	表表紙の内側	1/3面	カラー	1	1/3	1	
4号広告	表表紙の内側	1/4面	カラー	1	1/4	1	
5号広告	表表紙の内側	1/8面	カラー	1	1/8	1	
6号広告	表表紙の内側	全 面	2 色	1	1	0.8	
7号広告	表表紙の内側	1/2面	2 色	1	1/2	0.8	
8号広告	表表紙の内側	1/3面	2 色	1	1/3	0.8	
9号広告	表表紙の内側	1/4面	2 色	1	1/4	0.8	
10号広告	表表紙の内側	1/8面	2 色	1	1/8	0.8	
11号広告	表表紙の内側	全 面	単 色	1	1	0.7	
12号広告	表表紙の内側	1/2面	単 色	1	1/2	0.7	
13号広告	表表紙の内側	1/3面	単 色	1	1/3	0.7	
14号広告	表表紙の内側	1/4面	単 色	1	1/4	0.7	
15号広告	表表紙の内側	1/8面	単 色	1	1/8	0.7	
16号広告	裏表紙の外側	全 面	カラー	1.15	1	1	
17号広告	裏表紙の外側	1/2面	カラー	1.15	1/2	1	
18号広告	裏表紙の外側	1/3面	カラー	1.15	1/3	1	
19号広告	裏表紙の外側	1/4面	カラー	1.15	1/4	1	
20号広告	裏表紙の外側	1/8面	カラー	1.15	1/8	1	

別表3-2 (第6条関係)

広告掲載料金係数基準表

広告名	規 格			掲 載 料 ( 係 数 )			備 考
	掲 載 面	掲載面積	色 数	掲 載 面	掲載面積	色 数	
21号広告	裏表紙の外側	全 面	2 色	1. 15	1	0. 8	①広告の掲載面積は有効面積の範囲内とする。 ②広告の掲載面積が8分の1未満の掲載料については、その割合に応じて減じたものとする。
22号広告	裏表紙の外側	1/2面	2 色	1. 15	1/2	0. 8	
23号広告	裏表紙の外側	1/3面	2 色	1. 15	1/3	0. 8	
24号広告	裏表紙の外側	1/4面	2 色	1. 15	1/4	0. 8	
25号広告	裏表紙の外側	1/8面	2 色	1. 15	1/8	0. 8	
26号広告	裏表紙の外側	全 面	単 色	1. 15	1	0. 7	
27号広告	裏表紙の外側	1/2面	単 色	1. 15	1/2	0. 7	
28号広告	裏表紙の外側	1/3面	単 色	1. 15	1/3	0. 7	
29号広告	裏表紙の外側	1/4面	単 色	1. 15	1/4	0. 7	
30号広告	裏表紙の外側	1/8面	単 色	1. 15	1/8	0. 7	
31号広告	裏表紙の内側	全 面	カラー	0. 9	1	1	
32号広告	裏表紙の内側	1/2面	カラー	0. 9	1/2	1	
33号広告	裏表紙の内側	1/3面	カラー	0. 9	1/3	1	
34号広告	裏表紙の内側	1/4面	カラー	0. 9	1/4	1	
35号広告	裏表紙の内側	1/8面	カラー	0. 9	1/8	1	
36号広告	裏表紙の内側	全 面	2 色	0. 9	1	0. 8	
37号広告	裏表紙の内側	1/2面	2 色	0. 9	1/2	0. 8	
38号広告	裏表紙の内側	1/3面	2 色	0. 9	1/3	0. 8	
39号広告	裏表紙の内側	1/4面	2 色	0. 9	1/4	0. 8	
40号広告	裏表紙の内側	1/8面	2 色	0. 9	1/8	0. 8	

別表3-3 (第6条関係)

広告掲載料金係数基準表

広告名	規 格			掲 載 料 ( 係 数 )			備 考
	掲 載 面	掲載面積	色 数	掲 載 面	掲載面積	色 数	
41号広告	裏表紙の内側	全 面	単 色	0.9	1	0.7	①広告の掲載面積は有効面積の範囲内とする。 ②広告の掲載面積が8分の1未満の掲載料については、その割合に応じて減じたものとする。
42号広告	裏表紙の内側	1/2面	単 色	0.9	1/2	0.7	
43号広告	裏表紙の内側	1/3面	単 色	0.9	1/3	0.7	
44号広告	裏表紙の内側	1/4面	単 色	0.9	1/4	0.7	
45号広告	裏表紙の内側	1/8面	単 色	0.9	1/8	0.7	
46号広告	本文中の指定頁	全 面	カラー	0.8	1	1	
47号広告	本文中の指定頁	1/2面	カラー	0.8	1/2	1	
48号広告	本文中の指定頁	1/3面	カラー	0.8	1/3	1	
49号広告	本文中の指定頁	1/4面	カラー	0.8	1/4	1	
50号広告	本文中の指定頁	1/8面	カラー	0.8	1/8	1	
51号広告	本文中の指定頁	全 面	2 色	0.8	1	0.8	
52号広告	本文中の指定頁	1/2面	2 色	0.8	1/2	0.8	
53号広告	本文中の指定頁	1/3面	2 色	0.8	1/3	0.8	
54号広告	本文中の指定頁	1/4面	2 色	0.8	1/4	0.8	
55号広告	本文中の指定頁	1/8面	2 色	0.8	1/8	0.8	
56号広告	本文中の指定頁	全 面	単 色	0.8	1	0.7	
57号広告	本文中の指定頁	1/2面	単 色	0.8	1/2	0.7	
58号広告	本文中の指定頁	1/3面	単 色	0.8	1/3	0.7	
59号広告	本文中の指定頁	1/4面	単 色	0.8	1/4	0.7	
60号広告	本文中の指定頁	1/8面	単 色	0.8	1/8	0.7	

別記様式1(第8条関係)

板橋区の印刷物広告掲載申込書

年 月 日

(宛先)

板橋区長

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号等 TEL

FAX

E-MAIL

(担当者氏名)

東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申込みます。

記

- 1 印刷物の種類 (番号を○で囲んで下さい)  
(1)刊行物 (2)ポスター (3)チラシ (4)パンフレット (5)リーフレット  
(6)封筒 ( ①窓口サービス用 ②窓あき事務用 ③その他 )  
(7)その他
- 2 広告名

別記様式2(第9条関係)

年 月 日

様

東京都板橋区長

**広 告 掲 載 決 定 通 知 書**

年 月 日付で申込みのあった板橋区の印刷物への広告掲載について、下記のとおり掲載を決定したので、通知します。

記

1 広 告 名

2 広告掲載料 金 円

3 広告掲載納入期限 年 月 日

別記様式3(第9条関係)

年 月 日

様

東京都板橋区長

### 広告掲載非決定通知書

年 月 日付で申込みのあった板橋区の印刷物への広告掲載について、下記のとおり掲載できないことを決定したので、通知します。

記

- 1 申込広告名
- 2 非掲載理由